

平成十九年九月十九日提出
質問第二一九号

「われらの北方領土」における記述内容の変更に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

「われらの北方領土」における記述内容の変更に關する質問主意書

一 政府は毎年「われらの北方領土」という冊子を発行している。「われらの北方領土」は、北方領土問題に對する政府の考えを広く国民に知らしめる政府公式の広報誌であると承知するが、確認を求める。

二 「われらの北方領土」の一九九二年版から二〇〇四年版まで、「このような総理および外務大臣（外相）の北方領土視察は、北方四島の一括返還を実現して平和条約を締結するという政府の不動の姿勢と不退転の決意を、改めて内外に表明するものでした。」との記述がみられるが（一九九二年版―三十四頁、一九九三年版―三十三頁、一九九四年版―三十四頁、一九九五年版―三十四頁、一九九六年版―三十六頁、一九九七年版―三十八頁、一九九八年版―四十一頁、二〇〇〇年版―二十七頁、二〇〇一年版―二十八頁、二〇〇二年版―二十八頁、二十九頁、二〇〇三年版―二十九頁、二〇〇四年版―二十八頁）、一方で二〇〇五年版及び二〇〇六年版では、同箇所の記述が、「このような総理及び外相の北方領土視察は、北方四島の帰屬に關する問題を解決して平和条約を早期に締結するという政府の不動の姿勢と不退転の決意を、改めて内外に表明するものでした。」と、表現内容が変わっている（二〇〇五年版―三十一頁、二〇〇六年版―三十二頁）。二〇〇四年版までの「北方四島の一括返還」との記述と、二〇〇五年版以降に

見られる「北方四島の帰属に関する問題を解決」との記述は、それぞれのどのような違いがあるのか。明確な説明を求めめる。

三 二のように、二〇〇五年版以降、記述内容が変更された理由を説明されたい。

四 二の記述の変更が行われた時に、外務省欧州局長、ロシア課長を務めていた人物の氏名を明らかにされたい。

五 二の記述の変更が行われた際に決裁書は作成されたか。作成されているのならば、その決裁書に秘密指定はかけられているか。

六 一で、政府が「われらの北方領土」は北方領土問題に対する政府の考えを広く国民に知らしめる政府の公式な広報誌であると認識しているのならば、二の記述の変更は、我が国の北方領土返還に向けた政策の変更を公式に示すものと解してよいか。明確な説明を求めめる。

右質問する。